

重要事項説明書(介護予防日常生活支援総合事業)

1. 法人及び事業所の概要

法人名	社会福祉法人 康仁会
事業所名	特別養護老人ホーム はなの家とむろ
所在地	神奈川県厚木市戸室5-9-15
法人代表者氏名	川崎 智隆
開設年月日	2012年 4月 1日
利用定員	20名
介護保険事業所番号	1472901436
管理者	管理者 北島 揚子
連絡先	電話 046-225-8787 ファックス 046-225-8711
事業所が行っている併設サービス	介護老人福祉施設サービス 短期入所生活介護、予防短期入所生活介護サービス

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法に基づく日常生活支援総合事業サービスの提供。

(2) 施設運営の方針

当施設で、要支援状態と認定された方または介護予防日常生活支援総合事業の対象と判断された方(以下「利用者」という)に対して、その者の有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活が営むことができるようにするとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3. 施設の設備と概要

営業日	月～金曜(祝祭日を含む) 年末年始(12/30～1/3)、及び土曜、日曜を休日とする。
営業時間	午前9時～午後5時までとする。
サービス提供時間	午前10時～午後3時
送迎の実施地域	厚木市の一部(戸室、緑ヶ丘、林、及川、王子、妻田東、妻田西、妻田南、妻田北、吾妻町、水引、栄町、恩名温水、温水西、長谷、毛利台、愛甲) 伊勢原市の一部(石田、高森台)

4. 事業所の職員及び勤務体制

(1) 配置職員の職種とその役割

従事者の職種及び職務内容は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによります。

職種	職務内容
管理者	介護老人福祉施設にかかわる従業者の総括管理、指導を行う。
看護職員	利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
介護職員	介護予防日常生活支援総合事業サービス計画に基づき、食事・排泄・入浴等の日常生活上の必要な介護・援助を行う。
生活相談員	利用者及び家族等の相談に応じ、必要な助言・支援を行なう。
機能訓練指導員	日常生活に必要な機能の維持及び自律の支援と生活の充実のための機能訓練及び助言を行う。
事務員	施設における庶務及び経理、介護保険請求等の事務を行なう。

(2) 職員配置

当施設では、介護保険法上の指定基準をもとに、以下の職員を配置しています。

職種	人員	勤務体制
管理者	1名(常勤 1名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)・常勤
看護職員	3名(常勤 2名、非常勤 1名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
介護職員	5名(常勤 3名、非常勤 2名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
生活相談員	2名(常勤 2名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)・常勤
機能訓練指導員	4名(常勤 3名、非常勤 1名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)・常勤
事務員	5名(常勤 5名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)・常勤

(3) 職員の処遇等

当施設では、社会福祉法人康仁会の就業規則により、職員の就業に関する事項を定めています。

- ① 職員の資質向上のために、施設はその研修の機会を確保します。
- ② 職員は、社会福祉法人康仁会が行なう年1回の健康診断を受診する必要があります。

5. サービスの内容

介護予防日常生活支援総合事業サービス計画に基づき、利用者ごとの機能や生活ペースに可能な限り合わせて、必要な日常生活上の介助・支援を行ないます。基準サービスについては、介護報酬により料金が定められています。

	内容
食事	・利用者の身体状況及び栄養、嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事の提供にかかる費用は、別紙料金表に基づきお支払いいただきます。 ・行事等の際に、別途費用がかかることがあります。
排泄	・利用者の心身状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な支援を行います。
入浴	・利用者の身体状態に合わせて、入浴又は清拭を行います。(ただし、医師から入浴が適当でないと判断された場合はこれを行わない場合もあります)
送迎	・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。 ・送迎を実施する範囲は、別途記載するものとします。
アクティビティサービス	・グループでのレクリエーション、創作活動など、心身状態の維持や改善に効果のあるようなアクティビティを行います。
機能訓練	・利用者が日常生活を送るために必要な機能の維持及び自律の支援と生活の充実のために必要な機能訓練(屋外訓練を含む)の提供を行います。 ・利用者及び家族に対して、上記に必要な助言を行います。
相談及び援助	・利用者及び代理人からの日常生活上の相談等適宜対応し、可能な限りの相談援助を行なうとともに、必要な関係機関につなぐよう努めます。

6. 利用料金及び支払について

(1) 利用料金

利用者の方からいただく利用者負担は、基準サービスに対する利用料(厚木が定める負担金)と基準外サービスに対する利用料に分かれます。詳しくは別紙「利用料一覧表」の通りとなります。

※ 『必要となる場合は事前に詳細を説明の上、利用者の同意を得なければならないこと』とされています。疑問点等があればお尋ねください。

(2) 支払方法

利用者負担金は、前月料金の請求書及び明細書を毎月10日までに作成し、当該合計額を請求月の26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に所定の口座より引き落としにて支払うものとします。諸々の事情により引き落としが不可能の場合は、別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。

7. サービス利用の中止について

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに当施設まで連絡をください。

連絡先 : 046-225-8787

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、前日の午後18:30までにご連絡ください。体調不良等やむを得ない場合でキャンセルされる場合にも、当日8:30までにご連絡ください。それ以降の場合には、いかなる理由でもキャンセル料(当日の昼食代相当)の対象となります。

8 個人情報の保護及び秘密保持について

- (1) 当施設では、利用者の方に関する個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が策定した個人情報保護方針に基づき適切な取扱いを行い、原則として施設サービスの提供やその質の向上の目的以外には使用しません。
- (2) 当施設は、サービス提供上知り得た利用者の方に関する個人情報を正当な理由無く第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後及び職員退職後も同様です。

9. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時の対応方法

サービスの提供にあたり体調の急変、その他緊急事態等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、速やかに代理人、主治医等に連絡をします。利用者に医療上、緊急の必要性がある場合で、代理人等に連絡が取れない時は、事業者の判断により協力医療機関等の医療機関へ利用者を搬送するものとします。

(2) 事故発生時の対応方法

サービス提供時間中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村に対して連絡を行なう等の必要な措置を行うこととします。

10. 相談・苦情受付窓口

○ サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

当施設窓口	電話番号：046-225-8787 ファックス：046-225-8711 苦情受付担当者：事務長 苦情解決責任者：施設長 対応時間：9:00～17:00
-------	--

○ 第三者委員に苦情相談を行なうこともできます。第三者委員に申し立てられた苦情について、施設は「苦情対応に関する規程」に基づき第三者委員と協力し、改善・再発防止に努めます。

第三者委員 石垣 公雄	住所：神奈川県厚木市寿町3-4-5 米山ビル301 連絡先：046-221-5556
第三者委員 服部 澄男	住所：神奈川県厚木市温水字宮原704-1 温水ケアセンター内 連絡先：046-248-1121

ご意見箱も1階地域交流スペースに設置しておりますのでご活用ください。

○ 公的機関においても、以下の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 厚木市役所介護保険課	所在地：神奈川県厚木市中町3-17-17 電話番号：045-225-2240 ファックス：046-224-4599 対応時間：8:30～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地：神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3400 ファックス：045-329-3404 対応時間：9:00～17:00

○ 厚木市以外にお住まいの方

市町村介護保険相談窓口	所在地： 電話番号： ファックス： 対応時間：
-------------	----------------------------------

11. 第三者評価の実施の有無

なし。

12. 非常災害時の対応・対策

(1) 非常時の対応

当施設では、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行ないます。

(2) 防火管理者の役割

防火管理者は、施設職員に対して、防火教育及び消防訓練を行ないます。

(3) 平常時の訓練や防災設備等

平常時の訓練	別途定める防災訓練計画に従い、年2回の昼及び夜間を想定した訓練を実施します。
防災設備等	当施設は防火設備として以下のものを設置します。 ① スプリンクラー ④ 自動火災報知機 ⑦ 非常通報装置 ② 防火扉・シャッター ⑤ 誘導灯 ⑧ 非常用電源 ③ 避難階段 ⑥ 屋内消火栓

13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

利用者及びその代理人は自らの意思と選択に基づきサービスを受けていただくことが基本となりますが、グループでのサービスであることを深く認識し、施設の規則を守りお互いが気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。

喫煙	・受動喫煙防止条例に基づき全館禁煙となっております。
所持品及び金銭の管理	・原則として、利用者及びご家族等をお願いします。
宗教活動・政治活動	・宗教活動、政治活動、その他営利活動はご遠慮ください。
その他	・その他の利用者や職員等に対する迷惑行為はしないでください。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付しました。

事業者 特別養護老人ホーム はなの家とむろ

説明者 _____ 印

サービスの契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印